

幸田町消本告示第1号

幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件を次のとおりとする。

平成26年6月23日

幸田町消防長 山本 正義

幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号）第42条の2第1項に規定する祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模な催しは、催しを主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数が100店舗を超える規模の催しとして計画されているもの。

幸田町消本告示第 号

幸田町火災予防条例（平成2年幸田町条例第3号）第42条の2第2項の規定に基づき、次の催しを指定したので同条第3項の規定に基づき告示する。

年 月 日

幸田町消防長 ○○ ○○ 印

- 1 (名称)
- 2 (開催日)
- 3 (開催場所)